5.413
主管庁は、2500―2690MHzの周波数帯で放送衛星業務の通信系を設計するに当たっては、2690―2700MHzの周波数帯の電波天文業務を保護するため必要な全ての措置を執ることを要請される。
5.414
2500―2520MHzの周波数帯の移動衛星業務（宇宙から地球）への分配は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整を行うことを条件とする。
5.414A
日本及びインドでは、無線通信規則第5.403号に基づく移動衛星業務（宇宙から地球）の衛星ネットワークによる2500―2520MHz及び2520―2535MHzの周波数帯の使用は、国境内での運用に限定され、無線通信規則第9.11A号の適用を条件とする。以下のｐｆｄ値は、当該移動衛星業務ネットワークの通告主管庁の領域から1000kmの範囲内における全ての条件及び全ての変調方式における第9.11A号に基づく調整しきい値として使用されなければならない。

−136dB（W／（㎡・MHz））	0°≦θ≦5°の場合
−136＋0.55（θ−5）dB（W／（㎡・MHz））	5°＜θ≦25°の場合
−125dB（W／（㎡・MHz））	25°＜θ≦90°の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角度を度で表示したものである。この範囲外では、無線通信規則第21条の表21―4を適用する。さらに、2007年11月14日までに、完全な通告情報が無線通信局によって受領され、その時までに利用が開始されているシステムには、無線通信規則第9.11A号と関連した無線通信規則第９条及び第11条の規定を適用するとともに、無線通信規則（2004年版）付録第５号附属書１の表５－２の調整しきい値が適用される。
5.415
固定衛星業務による2500―2690MHz（第二地域）並びに2500―2535MHz及び2655―2690MHz（第三地域）の周波数帯の使用は、国内通信系及び地域通信系に限る。この使用は、第一地域の放送衛星業務に対して特別な注意を払い、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。
5.415A
付加分配：インド及び日本では、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、2515―2535MHzの周波数帯は、航空移動衛星業務（宇宙から地球）の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。
5.416
放送衛星業務による2520―2670MHzの周波数帯の使用は、共同受信のための国内通信系及び地域通信系に限るものとし、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.19号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。
5.417（未使用）
5.417A
無線通信規則第5.418号の規定を適用する場合、大韓民国及び日本では、決議第528（ＷＲＣ―03、改）の決議事項３は、放送衛星業務（音声）及び補助的な地上放送業務が2605―2630MHzの周波数帯において一次的基礎で付加的に運用できるように緩和される。この分配の使用は、国内向けのシステムに限定される。本規定に掲げる主管庁は、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第5.416号に基づくものを同時に有してはならない。無線通信規則第5.416号の規定及び第12条の表21―４は適用しない。2605―2630MHzの周波数帯における放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムの使用は、決議第539（ＷＲＣ―03、改）に従うことを条件とする。無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年７月４日後に受領された2605―2630MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務（音声）の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

−130dB（W／（㎡・MHz））	0°≦θ≦5°の場合
−130＋0.4（θ−5）dB（W／（㎡・MHz））	5°＜θ≦25°の場合
−125dB（W／（㎡・MHz））	25°＜θ≦90°の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。大韓民国の放送衛星業務（音声）のネットワークの場合、上記制限値の例外として、到来角35度より大きい場合に限り、放送衛星業務（音声）システムの通告主管庁の領域から1000kmの距離の範囲内における無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、−122dB（W／（㎡・MHz））の電力束密度値が使用されなければならない。
5.417B
大韓民国及び日本では、無線通信規則第5.417A号の規定に基づき、無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年７月４日後に受領された放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムによる2605―2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年７月４日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第9.12A号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。無線通信規則第22.2号の規定は、無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年７月５日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。
5.417C
無線通信規則第5.417A号に基づき、無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年７月４日後に受領された放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムによる2605―2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.12号の規定に従うことを条件とする。
5.417D
無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年７月４日後に受領された静止衛星網による2605―2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第5.417A号の規定に基づく放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第9.13号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。
5.418
付加分配：大韓民国、インド、日本及びタイでは、2535―2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務（音声）及び補助的な地上放送業務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528（ＷＲＣ―03、改）の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第5.416号の規定及び第12条の表21―４は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務（音声）の非静止衛星システムの使用は、決議第539（ＷＲＣ―03、改）に従うことを条件とする。無線通信規則付録第４号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2005年６月１日より後に受領された放送衛星業務（音声）の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。付録第４号に定めた完全な調整情報が2005年６月１日より後に受領された2630―2655MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務（音声）の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

−130dB（W／（㎡・MHz））	0°≦θ≦5°の場合
−130＋0.4（θ−5）dB（W／（㎡・MHz））	5°＜θ≦25°の場合
−122dB（W／（㎡・MHz））	25°＜θ≦90°の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務（音声）システムの通告主管庁の領域から1500km以内における無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、−122dB（W／（㎡・MHz））の電力束密度値が使用されなければならない。さらに、本規定に掲げる主管庁は、付録第４号に定めた完全な調整情報が2005年６月１日より後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び第5.416号に基づくものを同時に有してはならない。